

平成 29 年 9 月 25 日

関係各位

公益財団法人日本体操協会  
トランポリン審判本部長  
武藤真也

平成 29 年度 トランポリン公認審判員 公認審判員認定講習会 研修会開催の件

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、表題の件ですが、本年 1 月 1 日の国際体操連盟による採点規則の改定に伴い、都道府県協会、各連盟におかれましても、下記の要領にて改正採点規則の伝達講習会および新規審判資格認定講習会の開催を進めていただきたく、ご連絡申し上げます。

なお、トランポリンにおきましては、審判員の育成が急務となっております。

開催については、ブロックでの開催（主催県協会の他に近隣の県にも参加者を募る）、連盟（高等学校連盟、学生連盟、ブロックトランポリン協会等）での開催等、様々な形式での開催ができるよう調整いたします。また、参加者が少数でも開催は可能ですので申請時にトランポリン審判本部までご相談ください。

記

① 講習会の種類

・伝達講習会

- 目的 : 改正採点規則および採点基準等の伝達  
対象者 : トランポリン公認審判員資格有資格者  
(1 種～3 種、平成 29 年度審判資格登録を行った方)  
講習内容 : 講義および映像を用いた実技講習にて約 6 時間

・新規審判資格認定講習会

- 目的 : 新規審判員資格の養成ならびに認定  
認定資格 : 3 種審判員および 2 種審判員  
※本年度よりトランポリン公認審判員規程が改定されており、新規の資格認定は 3 種審判員より認定することとなっております。  
詳細は、トランポリン公認審判員規程第 4 条を参照ください。

対象者 : トランポリン公認審判員規程第 4 条のとおり

講習内容 : トランポリン公認審判員規程第 5 条 (2) に基づき、1.5 日間を必用とする。

その他 : トランポリン公認審判員規程第 7 条に基づき、7 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで  
に新規認定された審判員の資格有効期間は翌年 4 月 1 日から翌々年 3 月 31 日まで  
となります。

しかし、上記対象者を地域での競技会等で審判員として起用したい場合、トラン  
ポリンにおいては、審判員数が不足している状況であることを考慮し、検討いた  
しますのでトランポリン審判本部までご相談ください。

## ② 講習会開催申請について

伝達講習会、認定講習会ともにトランポリン公認審判員規程第 5 条 (1) に基づき、原則開催希  
望日の 50 日前までにトランポリン審判本部あてに開催申請を行ってください。

## ③ 講習会開催の費用について

講習会開催に際しては、主催協会、連盟にて下記費用をご負担ください。

なお、講習会の参加費用等は下記費用を考慮し、各協会、連盟にてご決定ください。

- ・会場借用費 (会場、ホワイトボード、黒板等、プロジェクター、スクリーンを含む)
- ・参加者用筆記具 (必要に応じて、参加者に持参いただくことも可能です)
- ・その他主催協会、連盟にて必要な費用・諸経費
- ・本会への開催申請料 35,000 円

ただし、講習会参加者が 30 名を超える場合、開催申請料に超過人  
員 1 名につき 1,000 円を加算していただきますようお願いいたしま  
す。

例) 参加者 32 名の場合

35,000 円 + 超過人員 2 名分 2,000 円 = 37,000 円

- ・本会からの派遣講師の日当 (1 日あたり 10,000 円、半日あたり 5,000 円)
- ・講師派遣にかかる交通費・宿泊費の実費費用

## ④ その他

本件についてのお問い合わせは、[トランポリン審判本部 tranplinejudge@yahoo.do.jp](mailto:trampolinejudge@yahoo.do.jp) まで  
お問い合わせください。

以上